

**「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の  
適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく**

**金沢交通圏特定地域計画**

**平成29年3月28日**

**金沢交通圏特定地域協議会**

## 目 次

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針
  - (1) 地域におけるタクシーの位置づけ・役割
  - (2) タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性
2. 特定地域計画の目標及び目標を達成するために行う事業
  - (1) タクシーサービスの活性化
  - (2) 事業経営の活性化、効率化
  - (3) タクシー運転者の労働条件の充実・改善
  - (4) 安全・安心の確保
  - (5) 交通問題、環境問題、都市問題の改善
  - (6) 供給抑制
3. 金沢交通圏において削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力
4. 金沢交通圏において行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法
5. 金沢交通圏に営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力
6. 金沢交通圏に営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減方法
7. その他金沢交通圏における供給輸送力の削減に関し必要な事項
8. 特定地域に定める活性化措置

以 上

# 1. 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

## (1) 地域におけるタクシーの位置づけ・役割

タクシーは、鉄道・バス等とともに我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関である。

特に、次のような優れた特性を活かして、ひとりひとりの利用者のニーズにきめ細かく、しかも柔軟に対応することができ、地域住民の生活利便の向上、地域社会の活力の維持にも資する公共交通機関である。

- ① 地域社会に密着したドア・ツー・ドアの少人数個別輸送ができる
- ② 面的に移動するため、機動性や移動の自由度が高い
- ③ 深夜など時間を選ばず、いつでも、また、誰もが利用できる 等

また、高齢化社会の進展等、我が国の今後の地域社会の変化に対応する役割が大いに期待される公共交通機関であるとともに、我が国が観光立国を推進する中で、各地の観光交流を支える基盤としての役割なども期待されている。

特に、石川県では平成27年3月の北陸新幹線の開業により、予想を超える観光客が金沢市域に訪れており、観光客と観光地を直接結ぶ交通モードとしてのタクシーの重要性は極めて高いところであり、タクシーを利用する旅客にとって、運転者の印象が当地そのものの印象とも密接に関係することから、タクシーが地域のイメージの構築に大きく関わっているものと考えられ、その責任の重さは極めて大きい。

このような地域社会におけるタクシーの重要な役割、位置付けに鑑みれば、我が国の地域社会の活力を維持していくためには、それぞれの地域において、タクシーの機能を安定的に維持・活性化していくことが必要である。

## (2) タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性

### ① 金沢交通圏を取り巻く状況

#### (イ) 規制緩和後のタクシー事業者数・車両数の推移

平成14年2月の道路運送法改正により、新規事業の開始や増車等に係る参入規制が撤廃された。こうした状況を背景として、金沢交通圏においては規制緩和後から平成20年度末までの新規事業者が10社、車両増加数が324台にのぼるなど、当該地域における供給力は増加傾向にある。

なお、平成22年の本協議会設立以降は、地域計画に賛同する事業者

各社が経営の統廃合を含め120両の減車を実施した。

(ロ) 規制緩和後の輸送実績の推移

マイカー普及による輸送人員などの輸送需要の減少に歯止めがかからない状況が続き、日車營收（1日1車あたりの營業收入）では、平成21年度の18,066円が最も低くなったものの、平成22年度以降は増加に転じており、平成27年度では23,388円まで回復している。

一方で、平成21年度以降はタクシー車両の稼働率（実働率）は下落傾向にあり、平成27年度は70.0%となっている。

(ハ) タクシー運転者の労働環境

車両台数の増加や、1日1車あたりの營業收入の減少等により、運転者一人あたりの賃金は低下する傾向にあったが、平成21年度以降は総運送收入及び日車營收が増加に転じており、運転者一人あたりの賃金の改善につながる要素が現れ始めている。

しかし、低賃金を背景に若年労働者の参入が乏しくなるなど運転者の平均年齢は年々上昇する傾向にある。

② 取組の方向性

金沢交通圏における上述の状況を踏まえ、当該地域のタクシー事業の適正化、活性化を図るための目標を次章（1）～（5）のとおり設定する。

なお、協議会は事業者が取り組む目標の達成状況について検証し、必要に応じて本特定地域計画を見直すものとする。

ただし、供給削減の際には、雇用の維持確保に努め、タクシー運転者が職を失うことに繋がらないよう留意することに加えて、地域の利用者の利便の確保についても留意する必要がある。

## 2. 特定地域計画の目標

(1) タクシーサービスの活性化

諸問題の原因の中で、最も基本的な原因であるタクシーの輸送人員の減少に対処するためには、利用者に支持されるタクシーサービスを実現することが最も重要な対策である。そのためには、安全性、快適性、確実性などに係る利用者のタクシーに対するニーズに合致したサービスの提供を図ることを目標とする。

特に、多くの観光需要を抱える金沢市域においては、観光客と観光地を直接結ぶ交通モードとしてのタクシーの重要性は極めて高いことから、運転者

の接遇態度、おもてなしの精神（ホスピタリティー）の向上はもとより、観光に関する幅広い知識やそれを利用者に伝える技術の習得等を図ることが求められる。

具体的には、運転者講習や観光ドライバー制度の充実を図ることにより、質の高い観光ガイド運転者が持続的に金沢交通圏内において養成される仕組みを構築するものとする。

また、障がい者等の移動制約者を目的地まで適確に運ぶことは、ドア・ツー・ドアの輸送に優れるタクシーにとって真に求められる輸送サービスのひとつである。この視点は、障がい者や高齢者に対するハード・ソフト面の充実や近年全国的に広がりを見せている子育てタクシー（就労中の親の代わりに子供を目的地まで輸送するサービス）などに対する場合も同様である。タクシー事業者は地域社会の要請を十分汲み取る努力と、新しい需要、要請に対応する質の高い輸送サービスの向上を目指した活性化策を実施するものとする。

また、バス路線が存在しない地域においては、相対的にタクシーに求められる公共交通としての役割は高いことから、地域の総合的な交通体系の構築を念頭に、タクシー車両を用いた乗合行為の検討を行うなど、従来のタクシーやバス運行では対応できない需要、要請に対する取り組みを展開する。

## （２）事業経営の活性化、効率化

他都市同様、金沢交通圏においても長期にわたる旅客需要の減少が続き、新規需要への展望が見いだせない状況下において、各社の事業効率性の向上も重要な課題のひとつである。

遊休車両の削減や日勤勤務（一車一人）から隔日勤務への転換などによる効率性の向上とこれに伴う一両当たりの生産性の向上を推進するとともに、車両以外の設備（営業所、車庫等）や管理体制そのものの効率化も視野に入れる必要がある。タクシー事業者においては、事業用施設、資材の共用化や共同配車体制の構築、グループ企業間における整備管理の一元化など、複数企業間による協業化や、企業の合併、譲渡譲受の可能性について検討していくこととする。

## （３）タクシー運転者の労働条件の充実・改善

運転者の労働条件の悪化防止については、事業者、事業者団体、労働者の代表のみならず、国や地域の関係者も含め、それぞれの立場から法定労働条件の遵守について必要な対応を図ることとする。

また、運転者の高齢化や運転者の不足が課題となっており、若年層や女性をより一層採用・育成するための方策の検討や、働きやすい勤務形態の検討など、タクシー運転者の労働環境の充実・改善に努めることとする。

#### (4) 安全・安心の確保

公共交通機関として「安全・安心で良質なサービスの提供」を行うためには、安全性の維持・向上について不断の努力を行うことで社会的な信頼を向上していく必要がある。

各タクシー事業者は、関係法令の理解・遵守に努めることにより、安全・安心を確保するとともに、さらなる向上に努めることとする。

#### (5) 交通問題、環境問題、都市問題の改善

多数のタクシー車両が繁華街や駅周辺に集中する結果、周辺の道路混雑や歩行者との交錯が生じ、地域における円滑な交通の確保に支障が生じるとともに、観光都市である金沢市域の景観の悪化など、都市政策、観光政策にも悪影響を及ぼすこととなる。

今後、新たなタクシー駐車対策等を検討することにより、タクシー乗り場へのスムーズな進入の確保、交通渋滞の緩和を図ることとする。

また、供給過剰状態の解消による実車率の向上や、効率的配車による無駄な走行の削減、環境対応車の積極的な導入等を検討することとする。

### 3. 金沢交通圏において削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力

削減すべき供給輸送力は、平成27年8月10日付け公示第31号「特定地域における適正と考えられる車両数について」により、法人タクシー上限1,207両、下限1,073両、個人タクシー上限246両、下限219両と示された。

これに対し、平成27年8月1日（特定地域指定時）時点の法人各事業者の保有車両数である1,324両から1社12両の減車、1社19両の事業廃止が生じたことから、1,293両を基準車両数とし、法人各事業者に供給輸送力の削減に係る意向調査を実施したところ、別紙1のとおり55両の削減が確認されたことから、1,238両を削減後の供給輸送力とする。

ただし、小規模事業者の事業の継続性を考慮し、平成27年8月1日現在で20両未満の事業者に対しては削減を求めないものとする。

また、個人タクシーについては、平成27年8月1日現在で269両であったものの、毎年一定数の事業者が退出していることから、削減を求めないものとする。

・法人タクシー

平成27年8月1日現在における供給輸送力	特定地域計画外減車 (事業廃止含む)	削減すべき供給輸送力	削減後供給輸送力
1, 324両	31両	55両	1, 238両

・個人タクシー

平成27年8月1日現在における供給輸送力	事業廃止	削減すべき供給輸送力	削減後供給輸送力
269両	12両	0両	257両

#### 4. 当該特定地域において行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法

(1) 法人タクシー

削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力は、各社の判断により、公示第76号「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱い」第2による全日制限または予備車として保有したままの休車による営業制限とする。

予備車として保有したままの休車による営業制限を選択した事業者については、供給輸送力に関わらず、運行可能なタクシー車両については、「稼働認定車証」を貼付することとする。

(2) 個人タクシー

個人タクシーについては、毎年一定数の事業者が退出しており、数年のうちに適正と考えられる車両数に到達することが想定されることから、供給輸送力の削減を行わないこととする。

(3) 輸送供給力の削減等の実施時期

全日制限または予備車として保有したままの休車による営業制限については、各事業者が事業者計画の認可後に行うこととする。

5. 当該特定地域内に営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力別紙1のとおりとする。

6. 当該特定地域内に営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法

5. のとおりとする。

7. その他当該特定地域における供給輸送力の削減に関し必要な事項

(1) 予備車として保有したままの休車による営業制限を選択した事業者の削減後の供給輸送力の確認については、金沢交通圏特定地域協議会が発行する稼働認定車証の車両貼付により、事業者相互で確認する。

① 稼働認定車証は通し番号を付し管理をする。

② 稼働認定車証の管理は、別紙2の稼働認定車証管理規程による。

(2) 稼働認定車証については、最低1日単位とし、上限は定めない任意の期間に同一資本グループ内において貸し渡しができるものとする。

① 稼働認定車証の貸し渡しが行われた場合は、協議会及び構成員に報告する。

② 稼働認定車証の貸し渡し期間における車両は、一般乗用旅客自動車運送事業輸送実績報告書において延べ実在車両として計上する。

8. 特定地域計画に定める活性化措置

特定地域計画の目標の重要事項として、交通圏地域の活性化を実施することが求められることから、地域の事業者全体で取り組む内容を項目別に明記する。



(1) 利用者の利便性の向上策

活性化事業	具体的内容	実施主体	実施時期
タクシー車内での忘れ物の問い合わせ先の一本化	車内で忘れ物をして乗車した会社がわからない場合、メイン窓口統一により一度の連絡で協議会参加会社に搜索依頼をする。	特定地域協議会 タクシー事業者	短期
乗務員と案内人によるタクシードア・トランクサービスの徹底	金沢駅構内タクシー乗り場では、新幹線開通以降実施しているが、拡大徹底を図る。	金沢駅構内会 タクシー事業者	短期
乗務員からの声掛け運動の実施	ご利用時に乗務員がお客様より先に挨拶等の声を掛け、利用者に安心感を提供する。	タクシー事業者	中期
乗務員・管理者のUD研修受講者の拡大	平成29年度から次世代タクシーが販売されることから、既に導入されたUD車の利用拡大を含め、乗務員が適切な対応をするための研修受講者の拡大を図る。	特定地域協議会 タクシー事業者	長期
配車アプリやGPS機能を利用するサービス拡大	配車アプリを導入した事業者もいるが、全国の動向と新技術の取り込みを図り、利用者の利便性を拡大する。	タクシー事業者	長期
乗務員の接客向上研修の開催	定期的に乗務員の接客研修会を開催し、特に問題のある場合は特別研修を開催する。	タクシー事業者	中期

(2) タクシー運転者の労働条件改善

活性化事業	具体的内容	実施主体	実施時期
女性ドライバー応援企業認定	女性ドライバー増加のため、環境改善を図る女性ドライバー応援企業認定制度を活用する。	タクシー事業者	長期
車内防犯カメラの導入	車内カメラの設置により運転者の安全と待遇改善を図る。	タクシー事業者	中期
健康診断等の徹底と充実	法定の健康診断の実施及び診断結果のフォローを行う。更に高齢運転者対応の検査導入を検討する。	タクシー事業者	中期

(3) タクシー事業の活性化と役割の見直し

活性化事業	具体的内容	実施主体	実施時期
大型イベント開催時の乗合タクシーや定額タクシーの運行	多くの利用者が見込まれるイベント開催時に、混雑緩和や利用者利便の向上を図る。	タクシー事業者	短期
UDタクシーの導入と補助金制度の拡充	省エネルギー対応と利用者の利便性向上のため導入促進する。併せて従来車より車両が高額となるため補助制度の拡充運動を図る。	タクシー事業者 特定地域協議会	中期
特殊車両の運用を保有事業者で共有	大型車両や寝台車両などの保有台数の少ない車種は、利用者の利便性向上のため保有事業者間で運用を共有する。	タクシー事業者	短期

(4) 交通・環境問題の改善と行政との関係強化

活性化事業	具体的内容	実施主体	実施時期
タクシーの違法駐車の一掃	引き続き行政・警察・道路管理者と共同して繁華街から違法駐車を無くす行動を促進する。	タクシー事業者 特定地域協議会	長期
ドライブレコーダーを活用した安全対策	ドライブレコーダーに記録された画像データを分析し、運転者の事故防止・安全教育に活用する。併せて外部にも提供し、地域の安全教育に活用する。	タクシー事業者	中期
地域公共輸送計画への参画	公共交通の見直し計画に合わせて、乗合タクシー等で地域輸送の一翼を分担する。また、福祉輸送の充実に係る会議等に積極的に参加する。	タクシー事業者 特定地域協議会	長期